

表1 一般会計および特別会計決算額

会 計 名	予算現額	収入済額	収入率
		支出済額	執行率
一般	31,826,597,000	29,977,340,284	94.2
		28,398,968,855	89.2
国民健康保険	10,416,126,000	10,498,084,829	100.8
		10,071,365,273	96.7
公共下水道事業	5,075,550,375	4,716,576,186	92.9
		4,413,962,612	87.0
稲荷伊草第二土地区画整理事業	107,006,000	106,703,607	99.7
		54,043,560	50.5
鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業	150,565,000	150,215,534	99.8
		119,517,893	79.4
大瀬古新田土地区画整理事業	374,196,957	328,412,775	87.8
		241,761,298	64.6
西袋上馬場土地区画整理事業	737,908,000	715,057,549	96.9
		629,278,495	85.3
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業	1,832,731,585	1,656,251,513	90.4
		1,326,266,034	72.4
介護保険	3,745,816,000	3,596,071,812	96.0
		3,422,814,778	91.4
後期高齢者医療	593,347,000	578,425,094	97.5
		561,985,754	94.7



消防ポンプ車の購入

表2 上水道事業決算額

区 分	予算額	決算額	執行率
収益的収入	1,867,959,000	1,875,829,509	100.4
収益的支出	1,786,230,000	1,731,223,277	96.9
資本的収入	681,168,000	610,125,553	89.6
資本的支出	1,330,158,000	1,206,826,840	90.7

平成24年度は、新たな時代のまちづくりの指針として「第4次八潮市総合計画基本構想・後期基本計画」で定められた将来都市像『市民が育む品格と活力のあるまちや

平成24年度一般会計および特別会計歳入歳出、上水道事業の決算は、表2のとおりです。

平成24年度上水道事業の決算は、表2のとおりです。

収益的収入のほとんどが水道料金収入です。また、収益的支出の主なもの、県水受水費が約32パーセントを占め、そのほか、修繕費、水道料金徴収業務委託料、浄・配水場施設管理業務委託料、企業債利息などです。

平成24年度 一般会計別決算

平成25年第3回八潮市議会定例会で、平成24年度一般会計および特別会計歳入歳出、上水道事業の決算が承認されましたので、お知らせします。

一般会計および特別会計の決算

平成24年度は、新たな時代のまちづくりの指針として「第4次八潮市総合計画基本構想・後期基本計画」で定められた将来都市像『市民が育む品格と活力のあるまちや

おりです。

一般会計の歳入は、299億7734万284円で、前年度と比較して3.1パーセントの増額となりました。

歳出は、283億9896万8855円で前年度と比較して2.5パーセントの増額となりました。

上水道事業の決算

平成24年度上水道事業の決算は、表2のとおりです。

平成24年度決算に基づく健全化判断比率等

健全化判断比率等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による、八潮市の健全化判断比率等の算定結果をお知らせします。

八潮市の比率はいずれも、法令で定められている早期健全化基準（財政再生基準）、経営健全化基準を下回っており、健全な財政を維持しています。

財政課 306

○健全化判断比率

比率名	説 明	平成24年度数値	早期健全化基準※1	財政再生基準※2
実 質 赤 字 比 率	一般会計などの赤字の大きさを表します	赤字なし	12.72%	20.00%
連結実質赤字比率	市全体の赤字の大きさを表します	赤字なし	17.72%	30.00%
実 質 公 債 費 比 率	借入金など、その年の返済額の大きさを表します	11.5%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	借入金の残高など、今後支払わなければならない負債の大きさを表します	129.4%	350.0%	

○資金不足比率

会 計 名	平成24年度	経営健全化基準※3
上水道事業	資金不足なし	20.0%
公共下水道事業	資金不足なし	
稲荷伊草第二土地区画整理事業	資金不足なし	
鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業	資金不足なし	
大瀬古新田土地区画整理事業	資金不足なし	
西袋上馬場土地区画整理事業	資金不足なし	
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業	資金不足なし	

※1 健全化判断比率のいずれかの比率が、基準以上の場合、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。
※2 健全化判断比率のうち、将来負担比率を除いたいずれかの比率が基準以上の場合、財政再生計画の策定が義務付けられ、国などの関与による確実な再生が求められます。
※3 資金不足比率が、経営健全化基準以上の公営企業には、経営健全化計画の策定が義務付けられます。

※詳しくは、市のホームページでご覧いただけます。